

第 56 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 18 年 10 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)



人委 第 455 号
平成 18 年 10 月 5 日

福井県議会議長 屋敷 勇 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 石川 満夫

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月「平成 18 年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第 1 表に示すとおり、在職者数は、13,914 人であって、これら在職者の平均年齢は 42.1 歳であり、また、その男女別構成は男 59.4%、女 40.6%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の 6 種 10 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 363,588 円、扶養手当 9,674 円、地域手当 2,207 円、計 375,470 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 385,470 円、扶養手当 8,834 円、地域手当 2,563 円、計 396,867 円である。

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	福祉職	全給料表
区 分				(一)	(二)	(三)		(一)	(二)	(三)		
平均 給 与 月 額	給 料	363,588	368,838	484,834	398,599	398,199	420,571	481,426	364,345	350,614	438,710	385,470
	扶養手当	9,674	15,060	11,666	8,504	6,831	11,897	17,406	7,228	1,720	2,567	8,834
	地域手当	2,207	1,933	2,673	2,045	2,052	2,265	57,896	1,898	1,769	2,222	2,563
	計(円)	375,470	385,831	499,173	409,148	407,081	434,734	556,728	373,472	354,102	443,498	396,867
人 員(人)		3,559	1,637	163	2,317	4,866	316	122	267	637	30	13,914
性別 (人)	男	2,543	1,578	120	1,355	2,123	271	102	127	35	7	8,261
	女	1,016	59	43	962	2,743	45	20	140	602	23	5,653
学 歴 (人)	大 学	2,002	779	155	2,073	4,662	283	122	152	163	8	10,399
	短 大	477	28	8	109	202	14		112	434	17	1,401
	高 校	1,073	828		135	2	19		3	38	5	2,103
	中 学	7	2							2		11
年 齢(歳)		42.4	41.9	48.5	41.3	42.4	44.5	42.0	42.1	38.7	49.3	42.1
経 験 年 数(年)		21.4	21.4	24.8	19.0	20.0	22.1	18.5	20.2	18.0	27.8	20.4

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成 18 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 再任用職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第 2 表に掲げるとおり受給職員は 6,402 人で、全職員の 46.0% を占めており、職員 1 人当たり平均扶養親族数は 1.0 人（受給職員平均では 2.2 人）となっている。また、職員 1 人当たりの平均手当月額は 8,834 円（受給職員平均では 19,199 円）となっている。

第 2 表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	6,402	46.0	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	8,834 〔受給職員 平均では 19,199〕
扶養親族 1人	1,832	13.2		
2人	2,259	16.2		
3人	1,615	11.6		
4人	563	4.0		
5人	116	0.8		
6人以上	17	0.1		
扶養手当非受給職員	7,512	54.0		
計	13,914	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第 3 表に掲げるとおり受給職員は 4,634 人で全職員の 33.3% を占めており、その内訳は、借家・借間居住者 1,216 人(26.2%)、自宅居住者 3,418 人(73.8%)となっている。

なお、借家・借間居住者の 1 人当たり平均手当月額は 25,515 円となっている。

第 3 表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住 居 手 当 受 給 職 員		4,634	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	3	0.1	25,515
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	455	9.8	
		手当額27,000円の受給者	758	16.4	
		小 計	1,216	26.2	
	自宅	手当額3,000円の受給者	3,418	73.8	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第 4 表に掲げるとおり受給職員は 11,812 人で全職員の 84.9% を占めており、その内訳は交通機関等利用者 895 人 (7.6%)、交通用具使用者 10,603 人 (89.8%)、併用者 314 人 (2.7%) となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当月額は 13,580 円となっており、自己負担のある者 (運賃所要額が 55,000 円を超える者) は 0 人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は 10,471 人 (98.8%) を占めている。

第 4 表 通勤手当の支給状況

区 分 通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	人 員(人)	割 合(%)		
受 給 職 員 計	11,812	100.0		
交通機関等利用者	895	7.6	(100.0)	13,580
55,000円までの者	895	7.6	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	
交通用具使用者	10,603	89.8	(100.0)	7,792
自転車	121	1.0	(1.1)	
原動機付自転車等	11	0.1	(0.1)	
自動車	10,471	88.6	(98.8)	
併 用 者	314	2.7	(100.0)	19,106
55,000円までの者	314	2.7	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ 100 としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 99 事業所を対象に、「平成 18 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 2,906 人および研究員、医師等 54 職種の 422 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

なお、本年の調査においては、近年の人事院の検討等に基づき、調査対象となる民間企業の規模を従来の 100 人以上から 50 人以上に改め、調査対象従業員の範囲をスタッフ職等にまで拡大するなど、精確な公民給与比較が維持できる範囲においてより広く調査を行うこととした。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は 26.0% (昨年 14.6%)、ベースアップを中止した事業所は 23.3% (同 27.9%)、ベースダウンを実施した事業所が 0.9% (同 2.8%) となっている。また、一般従業員に関してベア慣行なしと回答した事業所は 49.8% (同 54.7%) であった。

定期昇給の状況については、第 6 表に示すとおり、実施事業所の割合は一般の従業員について 68.1% (同 80.6%) となっている。

賃金カットの状況については、第 7 表に示すとおり、実施事業所の割合は、一般の従業員で見ると 0.0% (同 0.0%)、課長級では 0.0% (同 1.2%) となっている。

年俸制の導入状況については、第 8 表に示すとおり、導入事業所の割合は、課長級では 10.2% (同 28.2%)、部長級では 15.8% (同 36.3%) となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	26.0	23.3	0.9	49.8
課 長 級	18.9	26.9	1.0	53.2

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし		
		増 額	減 額	変化なし		年俸制		
係 員	80.8	68.1	36.4	3.0	28.7	12.7	19.2	-
課 長 級	74.0	57.6	32.5	3.6	21.5	16.4	26.0	10.2

第7表 民間における賃金カットの状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均カット率
係	員	0.0	-
課	長 級	0.0	-

(注) 「所定内給与または基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

第8表 民間における年俸制の導入状況

(単位：%)

役職段階	項目	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
課	長 級	10.2	89.8
部	長 級	15.8	84.2

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第9表に示すとおりとなっている。

第9表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,506円
配偶者と子1人	18,075円
配偶者と子2人	22,266円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人目および2人目はそれぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第10表に示すとおりとなっている。

第10表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	39.2
借家・借間居住者に支給	37.3
自宅居住者に支給	21.7
非支給	60.8

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第11表に示すとおり、平成18年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は20.8%（昨年32.1%）となっており、昨年より減少している。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制11.1%、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換6.5%、転籍出向5.0%などの割合が高く、また、一時帰休・休業2.7%、正社員の解雇0.9%などの厳しい措置も一部で実施されているが、多くの措置内容において昨年より概ね実施割合が減少している。

第11表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	11.1
部門の整理・部門間の配転	3.7
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	6.5
転籍出向	5.0
一時帰休・休業	2.7
残業の規制	4.2
希望退職者の募集	0.0
正社員の解雇	0.9
賃金のカット	0.0
計	20.8

(注) 1 平成18年1月以降の実施状況である。

2 複数回答方式により調査しているため、計は各項目の数値の合計となっていない。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

昨年までの職種別民間給与実態調査の対象となる事業所の要件(企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)は、昭和39年に採用され、人事院と共同で全国的に統一された方法により実施していたものである。

国においては、昨年的人事院勧告(報告)において官民比較方法の見直しについて検討を行うことが表明されており、その後「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」(人事院設置)の中間とりまとめ、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」(総務省設置)の報告書において、比較対象企業規模等の見直しの必要性に言及されていたところである。このような状況を踏まえ、本年の職種別民間給与実態調査については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として実施した。

人事院は本年の人事院勧告にあたり、公務と比較を行う民間企業の規模については月例給における同種・同等の者同士を比較するという原則の下で、民間企業の従業員の給与をより広く把握し反映させることが適当とし、調査結果を踏まえ、次の3つの理由から、比較対象企業規模を50人に引き下げたところである。

月例給について、企業規模50人以上の民間企業では多くの民間企業において公務と同様の役職段階を有していることから、官民比較が可能であること。

企業規模50人以上の民間企業であれば、これまでどおりの実地調査による対応が可能であり、調査の精確性を維持できること。

企業規模50人以上100人未満の民間事業所においても、84.3%の事業所において調査を完了し、調査実人員数も十分な数を確保できたこと。

以上の人事院の比較対象企業規模見直し理由はおおむね本県にも当てはまるものと考えられ、従来、比較方法は人事院の方法に準じてきたこと、国家公務員との均衡、他の都道府県における検討状況等を考慮した結果、本年の公民給与比較においては、国と同様の見直しを行うこととした。

また、本年人事院は、民間企業の比較対象従業員の拡大(役職者の要件の変更、スタッフ職の比較対象化等)調査対象企業の拡大および給与構造の改革に伴う官民比較対応関係の整理等を行っており、これらについても国に準じて見直しを行い、公民給与比較を行うこととした。

(2) 月例給

前記の「平成18年福井県職員給与実態調査」および「平成18年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較(ラスパイレス比較)し、その較差を算定した。その結果、第12表に示すとおり、30円(0.01%)とほぼ均衡した。

第 12 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	391,672 円
職員給与 (B)	391,642 円
較 差 (A) - (B)	30 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.01%

(3) 特別給

「平成 18 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 13 表に示すとおり所定内給与月額との 4.43 月分に相当している。なお、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は 4.45 月である。

第 13 表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	329,235 円 329,029 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	726,468 円 730,831 円	456,910 円 489,106 円
特別給の支給割合	下半期 (B1 / A1) 上半期 (B2 / A2)	2.21 月分 2.22 月分	1.71 月分 1.80 月分
年 間 の 合 計		4.43 月分	3.51 月分

(注) 下半期とは平成 17 年 8 月から平成 18 年 1 月まで、上半期とは平成 18 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物 価 ・ 生 計 費

今年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年 4 月と比べ 0.3 ポイントの上昇となっている。また、家計調査（総務省）によれば、今年 4 月の福井市内の全世帯（農林漁家世帯を除く）における消費支出は、昨年 4 月と比べ 18.2% の増加となっている。

平成 18 年 4 月分の家計調査の結果を基礎として、世帯人員等の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における 2 人世帯、3 人世帯および 4 人世帯の標準生計費は、今年 4 月においてそれぞれ 168,740 円、198,280 円、227,830 円（昨年 4 月においては、それぞれ 143,720 円、170,750 円、197,780 円）となった。また、別に算定した 1 人世帯の標準生計費は、95,790 円（昨年 107,020 円）となっている。

（参考資料第 18 表、第 20 表）

(2) 雇 用 情 勢

労働力調査（総務省）によれば、今年 4 月の全国における完全失業率は、昨年 4 月の水準から 0.3 ポイント改善し、4.1%（季節調整値）となっている。本県においては昨年 4 月から 6 月の平均から 0.2 ポイント改善し、2.4%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年 4 月の有効求人倍率は、昨年 4 月と比べ 0.11 ポイント上昇し、1.39 倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第 20 表）

5 人事院の報告および勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告し、あわせて給与の改定および給与構造の改革について勧告するとともに、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

給与勧告の基本的考え方

給与勧告の意義と役割

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するもの。労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤

民間準拠の考え方

国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

官民の給与較差に基づく給与改定

1 官民給与の比較方法の見直し

月例給における官民給与の比較方法の見直し

比較対象企業規模

従来の「100人以上」から「50人以上」に変更

企業規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係の設定

比較対象従業員

ライン職の民間役職者の要件を変更

要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職に拡大

比較における対応関係の整理

給与構造の改革による俸給表の職務の級の新設・統合に伴う対応関係の整理

2 官民給与の比較

約10,200民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率89.1%)

月例給 官民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

官民較差 18円 0.00%〔行政職(一)・・・現行給与381,212円 平均年齢40.4歳〕

官民較差が極めて小さく、適切な俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、本年は月例給の水準改定を見送り

ボーナス 比較対象企業規模の見直しを行った上で、昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 公務の支給月数(4.45月)とおおむね均衡

その他の課題

(1) 特殊勤務手当の見直し

引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを検討

(2) 独立行政法人等の給与水準

専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において今後とも適切な協力

給与構造の改革

昨年の勧告時において表明。地域間給与配分の見直し、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などを柱とする俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を平成 18 年度以降平成 22 年度までに逐次実施

平成 19 年度において実施する事項

(1)地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成 22 年度までの間に計画的に改定することとしており、職員の地域別在職状況等を考慮し、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の暫定的な支給割合を 1～3% 引上げ

(2)広域異動手当の新設

広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して手当を新設

- ・異動前後の官署間の距離及び異動前の住居から異動直後の官署までの距離のいずれもが 60km 以上となる職員（異動の態様等からみて、広域異動手当を支給することが適当でないと思われる職員を除く。）に支給
- ・手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、異動前後の官署間の距離が、60km 以上 300km 未満の場合には 3%（平成 19 年度は 2%）、300km 以上の場合には 6%（平成 19 年度は 4%）を乗じて得た額。異動の日から 3 年間支給
- ・地域手当、研究員調整手当、特地勤務手当に準ずる手当と所要の調整
- ・諸手当（超過勤務手当、期末・勤勉手当等）の算出基礎に
- ・平成 19 年 4 月 1 日から実施

(3)俸給の特別調整額の定額化

年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から俸給表別・職務の級別・特別調整額の区分別の定額制に移行。地方機関の管理職に適用される三種～五種の手当額については、改善を行った上で定額化。平成 19 年 4 月 1 日から実施

(4)勤務実績の給与への反映

新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の判定に係る改善措置等の活用について、管理職層以外の職員についても平成 19 年度からの実施に向けて準備

(5)専門スタッフ職俸給表の検討

専門スタッフ職俸給表の新設は、各府省において検討が進められている複線型人事管理の具体的内容等を踏まえ、引き続きその具体化について検討

その他の改革

少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における 3 人目以降の子と 2 人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、平成 19 年 4 月 1 日から 3 人目以降の子等の支給月額を 1,000 円引上げ（5,000 円 6,000 円）給与構造の改革とあわせて実施

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

1 本院の基本認識

今後の公務・公務員の役割

- ・公務は、国民生活を支える社会的基盤。高い質の維持・安定的運営が必要
- ・公務志望者層の変化が懸念される中、多様で有為の人材確保・育成が重要。行政の専門家集団として、高い倫理観と市民感覚の下、誇りと志をもって公務従事できる環境整備が課題
- ・定員純減・配置転換を円滑に実施する上でも、公正の確保・職員の利益保護への留意が重要

公務員人事管理の向かうべき方向 - ライフサイクル全体に即した検討

- ・ 外部人材の登用を進めると同時に、行政の中核を担う人材は、職業公務員として確保・育成・活用していくことが引き続き基本
- ・ キャリア・システムへの批判を受け止め、幹部要員を計画的に確保・育成する仕組みを幅広く検討。当面、節目節目の選抜強化と採用試験の種類にとらわれない人材登用を推進
- ・ 専らジェネラリスト重視から、特定分野の高度専門職など業務の必要性和職員の適性等に応じた人材の確保・育成へ
- ・ 仕事と家庭生活の調和を図るため、職員本人の意向にも配慮した多様な勤務形態を用意
- ・ 早期退職慣行の是正等のため、複線型人事管理の導入が肝要。生涯設計の在り方につき幅広い検討が必要

2 主な課題と具体的方向

能力・実績に基づく人事管理

- ア 体系的な人事評価制度の着実な実現に向けて、評価の試行の対象職位等を段階的に拡充
- イ 種職員の選抜の厳格化と 種等職員の登用の促進
- ウ 分限制度の適切な運用 - 手続や留意点等の対応措置についての指針を早急に作成

多様な有為の人材の確保

- ア 人材供給構造が変化し、公務志望者層の意識の変化が看過できない状況。人材確保の在り方について強い問題意識を持って検討
- イ 新たな経験者採用システム（募集や能力実証の一部を人事院が実施）を本年秋から導入
- ウ 官民人事交流の促進

勤務環境の整備

- ア 育児のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の導入について、勧告と併せ意見の申出
- イ 超過勤務の縮減に向け、政府全体としての業務量の削減、在庁時間等の適切な把握、命令要件等を指針に盛り込むこと等の取組を推進。週所定勤務時間については引き続き検討
- ウ 心の健康づくりの対策の推進、苦情相談の充実

退職管理

- ア 営利企業への再就職規制制度を厳正に運用。職員の能力を活用した再就職は「公正な人材活用システム」により公正・透明に推進
早期退職慣行是正のため、複線型人事管理の導入など能力・実績に応じた昇進管理を強化。
専門スタッフ職俸給表は引き続き検討
- イ 内閣の要請を踏まえ、退職給付の官民比較、外国調査。まとめ次第、見解を表明

人事院は、人事行政の中立第三者・専門機関として、引き続きその使命を適切に果たしていく考え

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の給与と民間給与は月例給、特別給ともにおおむね均衡していた。これは、昨年に職員の月例給の引下げを行ったこと、前述したように公民給与比較方法の見直しを行ったこと、一部業種において厳しい経営状況がみられるものの全体として景気が回復傾向を続けていることなどによるものと考えられる。

公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とした給与勧告制度は、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。また、その機能は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであるが、一方で、県民から支持される納得性の高いものでなければならない。本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、本年は月例給および期末・勤勉手当の改定を行わないことが適切であると判断した。

(2) 給与構造の改革

昨年、人事院は、国家公務員の給与制度について抜本的な改革を勧告し、平成22年度の制度完成にむけて段階的に改革を実施していくことを表明した。本年は、この給与構造改革の2年目にあたり、地域手当の支給割合の改定、広域異動手当の新設、俸給の特別調整額の定額化、勤務実績の給与への反映についての報告および勧告がなされ、また、給与構造改革の実施とあわせて実施すべき事項として扶養手当の改定が勧告されたところである。

本委員会も、昨年、人事院勧告に準じた給与構造改革を勧告し、本年4月から段階的に実施されているところである。改革2年目の措置として、人事院勧告の内容、民間の賃金制度や賃金水準の動向、地方公務員給与をめぐる状況、本県給与制度の経緯と現状、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等を考慮した結果、次のように実施することが適切であると判断した。

ア 実施すべき事項

地域手当については、昨年の本委員会の勧告のとおり、支給割合を改定する必要がある。

管理職手当については、管理職員の職務・職責を適切に反映できるよう、民間企業において役付手当が定額化されている実態を踏まえ、国家公務員における取扱い等を考慮の上、定額化を行う必要がある。

扶養手当については、社会全体で少子化対策が推進されていることに配慮し、人事院勧告に準じて手当額の改定を行う必要がある。

本年人事院が導入を勧告した広域異動手当については、本県の実情を踏まえ導入しないことが適当である。

本年4月から職員の勤務実績を適切に反映することができる昇給制度が導入されたところであり、任命権者においては、勤勉手当を含め勤務実績のより適切な給与への反映を行っていくため、公正で透明性・納得性の高い新たな評価制度のあり方について、国、他の都道府県の状況や民間企業の制度なども参考にし、職員の理解と納得を得ながら導入に向けた検討を進めていく必要がある。

イ 改定の実施時期および経過措置

地域手当、管理職手当、扶養手当の改定は平成 19 年 4 月 1 日から実施することとする。
なお、管理職手当の定額化に伴う経過措置については、国家公務員との均衡を考慮し行う必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

職員が、職場において、男女を問わず、一人ひとり職業人としてその能力を十分に発揮していくとともに、家庭においても、子育てや介護、家事などの責任を果たすことのできる環境を整備することは、職員の健康福祉を増進し、ひいては公務能率を向上させることにもつながるものである。特に、少子化対策が社会全体の喫緊の課題となる中、育児を行う職員に対して、職業生活と家庭生活の両立支援を一層進めていく必要がある。

本県においては昨年度より、次世代育成支援対策推進法に基づき各任命権者において策定された特定事業主行動計画が実施されており、各任命権者の努力により、一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業や、本年 1 月に創設された男性職員の育児参加のための休暇については、意識啓発等による一層の取得促進策が求められる。育児を行う職員が心置きなく各種の両立支援制度を利用するためには、当該職員に対する職場全体の理解とバックアップが必要不可欠である。引き続き、職員・職場管理者に対し計画の趣旨・内容について周知徹底するとともに、計画に掲げられた数値目標が達成できるよう着実に努力されることを要望する。

また、長期間にわたる両立支援を一層推進する新制度として、本年人事院が「育児のための短時間勤務制度」の導入について意見の申出を行っており、今後、国や他の都道府県の動向を踏まえて制度の研究を行っていく必要がある。

(4) 適正な勤務時間の確保

ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上、さらには、前述したように職業生活と家庭生活の両立という観点から重要な課題である。

近年、ノー残業デーの設定等、各任命権者の様々な取組みにより、長期的には一定の改善傾向が見られるところであるが、依然として特定の職種等において特に長時間に及ぶ超過勤務を行っている職員が見受けられる。

各任命権者においては、引き続き、これら特に長時間に及ぶ超過勤務を行っている所属や職員を個別的に把握し、原因を調査し、職員・職場管理者・任命権者間相互において十分な意思疎通を行った上で、実効性のある対策を講じる必要がある。また、予算関係業務や議会関係業務等、通常の勤務時間外に勤務を行う必要がある場合においては、早出遅出勤務制度の積極的な活用を図るとともに、事務処理体制の一層の改善について検討を求めたい。さらに、職場管理者においては、職員の業務の進捗状況等を十分把握し、勤務時間の管理に一層の注意を払っていくことが求められ、また、各職員自身もタイムマネジメント意識・コスト意識をもって事務の簡素・効率化を積極的に進め、職場全体で超過勤務の縮減に努める必要がある。

年次休暇の取得状況は、なお全国平均から見て低い水準にある。各任命権者において休暇の計画的な取得の促進のため様々な取組みがなされているが、引き続き計画的な年次休暇の取得促進に取り組むとともに、休暇を取得しやすい雰囲気づくりなど、職場風土の改善に積極的に取り組んでいく必要がある。

イ 休息時間の廃止

休息時間は、勤務時間中の軽度の疲労回復、職務能率増進のため設けられた制度であるが、民間企業の通常の勤務形態の従業員では、相当する制度はほとんど普及していないこと等を考慮し、人事院は本年7月、休息時間を廃止し、休憩時間で一本化する内容の改正を行ったところである。本県においても、公務能率および職員の健康福祉の維持ならびに職務の特殊性に配慮しつつ、国に準じた措置を講じることが必要である。

(5) 職員の健康管理とメンタルヘルス

過重労働による健康障害防止や職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、県民に対して公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。近年、公務を取り巻く社会環境が著しく変化し、行政課題が複雑・高度化する中、職員にかかる負担は増加する傾向にある。

各任命権者において実施している定期健康診断における有所見率は、この数年来高い水準で推移し、かつ増加傾向にあり、また、メンタルヘルスに関しても、各種調査において労働者の「心の病」は官民を問わず増加傾向にあることが指摘されている。国においては、人事院が設置した専門家会議の報告書に基づきメンタルヘルス対策が進められており、厚生労働省も本年3月「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定し公表したところである。また、本年4月の改正労働安全衛生法の施行により、長時間勤務を行い疲労の蓄積が認められる職員等に対して、メンタルヘルス面も含め医師による面接指導が義務付けられたところであり、任命権者にとっては、これらの動向を踏まえた適切な対応をされるよう要望する。

職員の心の健康づくりについては、任命権者、職場管理者、職員本人それぞれが積極的に取り組むことが必要不可欠であるが、とりわけ日常的に職員に接している職場管理者が果たす役割は大きく、職員の日々の勤務状況や健康状態の把握、職員からの相談への適切な対応、専門機関との連携、職員の円滑な職場復帰支援などの対応が求められる。また、役職の上下関係等を背景にいじめ・嫌がらせを行うパワーハラスメントについては近年社会的に注目を集めており、セクシャルハラスメント等の防止も含め、職場における良好な人間関係の構築に不断の努力が必要である。任命権者にとっては、職場管理者に対してメンタルヘルスに関する十分な研修を行うとともに、職場管理者に対し個別に相談に応じる等適切な支援を行うことが必要である。

(6) 法令の遵守および服務規律の確保

本年、全国的に公務員の飲酒運転が多発し、強い批判を浴びたところである。本委員会としても昨年公務員倫理の確保について言及したところであるが、本年に入っても職員の不祥事が発生しており、県政全体に対し信頼を損ないかねない事態が生じている。

職員の不祥事は、当該職員のみならず公務一般に対する県民の信頼を損ない、県政運営の全般にわたって重大な悪影響を与えるものである。公務に対する県民の信頼を確保するためには、職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、公私にわたり県民の不信や疑惑を招くことのないよう高い倫理観を保持しながら職務に精励する必要がある。

また、各任命権者においても、引き続き職員研修等あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および服務規律の確保を図っていく必要がある。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

（ 1 ）管理職手当について

管理職手当は、職責に応じ定額とし、その支給月額はその職責に対応する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えてはならないこと。

（ 2 ）扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合または職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき 6,000 円とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。

3 経過措置

この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	職員給与関係資料	
	平成18年職員給与実態調査の概要	17
	第1表 部局別、給料表別職員構成	18
	第2表 給料表別人員の推移	18
	第3表 給料表別、学歴別職員構成	19
	第4表 平均給与月額の前年比較	19
	第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	20
	第6表 給料表別、級別平均経年数	30
	第7表 給料表別年齢構成	31
	第8表 扶養手当の支給状況	32
	第9表 職員の通勤状況	32
	第10表 住居手当の支給状況	34
2	民間給与関係資料	
	平成18年職種別民間給与実態調査の概要	35
	第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	36
	第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	36
	第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	37
	第14表 民間における初任給の改定状況	47
	第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	47
	第16表 民間における賞与の配分状況	47
	第17表 民間における役付手当の支給状況	47
3	生計費関係資料	
	平成18年4月の標準生計費算定方法の概要	49
	第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	50
	第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50
4	労働経済関係資料	
	第20表 労働経済指標	51

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成18年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成18年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	盲・ろう、 養護学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,557	24	11	13	266	6	4	103	29	185	73	288	3,559
警察職												1,637	1,637
教育職(一)	163												163
教育職(二)								1,621	696				2,317
教育職(三)										3,094	1,772		4,866
研究職	238				58							20	316
医療職(一)	122												122
医療職(二)	229								5	25	8		267
医療職(三)	636											1	637
福祉職	30												30
合計	3,975	24	11	13	324	6	4	1,724	730	3,304	1,853	1,946	13,914

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		8年4月	9年4月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	
行政職	職員数	3,857	3,855	3,852	3,911	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	
	指数	108.4	108.3	108.2	109.9	106.8	105.1	105.0	104.0	102.2	100.6	(100.0)	
警察職	職員数	1,508	1,507	1,505	1,507	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	
	指数	92.1	92.1	91.9	92.1	92.5	92.2	95.1	96.5	97.5	98.5	(100.0)	
教育職(一)	職員数	128	128	132	147	154	154	155	163	160	166	163	
	指数	78.5	78.5	81.0	90.2	94.5	94.5	95.1	100.0	98.2	101.8	(100.0)	
教育職(二)	職員数	2,378	2,362	2,378	2,381	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	
	指数	102.6	101.9	102.6	102.8	103.9	103.7	101.9	100.9	100.2	100.5	(100.0)	
教育職(三)	職員数	5,032	5,019	4,960	4,946	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	
	指数	103.4	103.1	101.9	101.6	100.8	100.7	100.7	101.0	99.9	99.5	(100.0)	
研究職	職員数	335	338	339	345	345	346	346	336	328	322	316	
	指数	106.0	107.0	107.3	109.2	109.2	109.5	109.5	106.3	103.8	101.9	(100.0)	
医療職(一)	職員数	113	108	111	112	108	109	116	117	122	123	122	
	指数	92.6	88.5	91.0	91.8	88.5	89.3	95.1	95.9	100.0	100.8	(100.0)	
医療職(二)	職員数	313	308	307	306	309	309	313	313	308	290	267	
	指数	117.2	115.4	115.0	114.6	115.7	115.7	117.2	117.2	115.4	108.6	(100.0)	
医療職(三)	職員数	601	600	605	599	603	600	605	621	635	617	637	
	指数	94.3	94.2	95.0	94.0	94.7	94.2	95.0	97.5	99.7	96.9	(100.0)	
福祉職	職員数					38	37	36	35	30	30	30	
	指数					126.7	123.3	120.0	116.7	100.0	100.0	(100.0)	
合計	職員数	14,265	14,225	14,189	14,254	14,187	14,104	14,126	14,116	13,996	13,912	13,914	
	指数	102.5	102.2	102.0	102.4	102.0	101.4	101.5	101.5	100.6	100.0	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,002	56.3	477	13.4	1,073	30.1	7	0.2	3,559	(100.0)	2,543	71.5	1,016	28.5
警察職	779	47.6	28	1.7	828	50.6	2	0.1	1,637	(100.0)	1,578	96.4	59	3.6
教育職(一)	155	95.1	8	4.9					163	(100.0)	120	73.6	43	26.4
教育職(二)	2,073	89.5	109	4.7	135	5.8			2,317	(100.0)	1,355	58.5	962	41.5
教育職(三)	4,662	95.8	202	4.2	2	0.0			4,866	(100.0)	2,123	43.6	2,743	56.4
研究職	283	89.6	14	4.4	19	6.0			316	(100.0)	271	85.8	45	14.2
医療職(一)	122	100.0							122	(100.0)	102	83.6	20	16.4
医療職(二)	152	56.9	112	41.9	3	1.1			267	(100.0)	127	47.6	140	52.4
医療職(三)	163	25.6	434	68.1	38	6.0	2	0.3	637	(100.0)	35	5.5	602	94.5
福祉職	8	26.7	17	56.7	5	16.7			30	(100.0)	7	23.3	23	76.7
合計	10,399	74.7	1,401	10.1	2,103	15.1	11	0.1	13,914	(100.0)	8,261	59.4	5,653	40.6

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成18年(A) (円)				平成17年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	調整手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	363,588	9,674	2,207	375,470	362,578	9,831	252	372,661	100.3	98.4	875.8	100.8
警察職	368,838	15,060	1,933	385,831	370,377	15,888		386,265	99.6	94.8	(皆増)	99.9
教育職(一)	484,834	11,666	2,673	499,173	487,747	11,666	614	500,027	99.4	100.0	435.3	99.8
教育職(二)	398,599	8,504	2,045	409,148	396,338	8,556		404,893	100.6	99.4	(皆増)	101.1
教育職(三)	398,199	6,831	2,052	407,081	396,926	6,928		403,854	100.3	98.6	(皆増)	100.8
研究職	420,571	11,897	2,265	434,734	420,585	11,644		432,229	100.0	102.2	(皆増)	100.6
医療職(一)	481,426	17,406	57,896	556,728	484,031	18,467	52,288	554,786	99.5	94.3	110.7	100.4
医療職(二)	364,345	7,228	1,898	373,472	365,621	7,119		372,740	99.7	101.5	(皆増)	100.2
医療職(三)	350,614	1,720	1,769	354,102	360,666	1,763		362,429	97.2	97.6	(皆増)	97.7
福祉職	438,710	2,567	2,222	443,498	461,339	2,933		464,272	95.1	87.5	(皆増)	95.5
合計	385,470	8,834	2,563	396,867	385,189	9,020	535	394,744	100.1	97.9	479.1	100.5

(注) 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	1								1			3				3			11	2		5	8	2	1	1	26	8		
	2							5	42	7	5	1	17	18	6	22	22	22	13	17	1	9	20	8	18	13	17	9	37	
	3															10	24	19	14	22	24	26	18	16	17	19	27	20	14	
	4																													
	5																													
	6	1																												
	7																												1	
	8																								1		1	5	2	
	9								1	1					1	1	6				2	1		2	1				1	
計																														
警察職	1				2			1	1	3			5	4	1			2	6		17	5	5	8	7	1	5	19	8	11
	2																						21	6	1	2	24	13	9	
	3											1				1		2	6	1		5	1	1	2	5	5			
	4												1			1					1				1	1	3			
	5																													
	6																													
	7												1																	
	8																						2							
	9																													
計																														
教育職(一)	1																													
	2																											1		
	3															1							1	1						
	4																								1	1	1	1		
	5						1	1														1		1	2	1	1			
計																														
教育職(二)	1							1								1				3	1	1		2	2			3	5	
	2				5			6		2	3	12		2	2	19	1	5	5	10	2	7	12	11	17	6	15	17	12	
	3																													
	4																													
計																														
教育職(三)	1																													
	2												1	15	5		25		5	7	14				10	7	32	1		
	3																													
	4																						1	2	2	4	4	4	3	
計																														

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	號級	給料表			
7	6	2	20	13	6	5	30	8	18	4	4	4	4	4	6	2	11														1	行		
19	12																				1										2			
24	17	16	27	29	9	17	1	2	3	4	38	25	15	25	32	28	25	12	41	35	16	21	24	25	19	23	24	27	16	3	行			
							1				6	2		23	22	17	23	17	20	24	25	20	29	14	20	10	22	19	16	4	政			
												1								1			1	2	1	1	2	6	2	5				
																						1				1		1	1	1	6			
												1	3	1	12	8	38	6	5	2	37	3	8	9	33	4	3	3	7	7				
2	1	8	1	6	1	11				8				6																	8	職		
		1																													9	職		
																														計				
7	4	3	2	2		3	3	1	3	1	1	2	1	1																	1	警		
3	8	15	6	9	13	6	3	6	8	6		4	6	5	5	6	7	5	4	1		1									2			
5	1	8	8	5	2	10	3		3	7	5	4	3	6	9	9	5	7	5	5		4	1	2	5	1	1		4	3	警			
	2	2	1		3	3		5	1	3	3	4	7	3	3	3		2	3	6	2	3	5	7	6	2	6	1	2	4				
	1							1		1	1		3		6	2	9	2	3	5	1	7	5	4	2	5	3	8	7	5				
																	1	1			1	2		1			1	1		1	6	察		
																							1	1				1			7			
																						1	1	1	1			2	3		8			
						1				1				5																	9	職		
																														計				
																																1	教育	
																	2		1	1	2						1	1			2			
		1				3			1	1	1											1									2	3		
1	1	1	2	2	1	1		2	1	2	2	1	3	2				3		1	1	3	2	1	2			1	1	4				
		1	2	3	1	1	2			2	2			2				2	2	1	2			1	2	2		1		5	(一)			
																														計				
2	2	1	1		1	1	2	1	1	2	1	2	2	1	4		2	1	2	4			3		4	2		1	2	1	教育			
5	6	15	18	6	7	19	19	5	1	4	11	21	21	13	18	22		7	22	10	17	19	25	10	3	7	15	12	21	2	教育			
																							1	1		2	3	1		3	職			
	1	3	1			6	1	6	1	11				5				5												4	(二)			
																														計				
																																1	教育	
13	19	34	16	19	21	35	31	14	27	31	36	9	17	30	39	19	26	37	35	22	1	8	20	33	50	20	21	24	1	2	職			
																																3		
10	11	11	8	10	5	22	4	11	9	26	8	2	3	29	2	1	2	81													4	(三)		
																														計				

給料表	号給 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		行	1																														
	2																																
	3																																
	4	18	35	20	15	24	39	8	13			2	2		1							1		2	1	1		2	1	2			
政	5	20	20	28	23	17	30	27	32	22	28	29	21	21	36	24	18	22	34	18	14	13	12	21	13	13	14	7	4	1	7		
	6	1		4	3		5	5	8	7	8	12	12	16	5	13	15	31	17	22	9	195	31	20	28	166							
	7	17	2	2		9		1	1	10																							
	8																																
職	9																																
	計																																
警	1																																
	2																																
	3	3	1	4	3	2	2	1	1	1	1	2	2	1	1		1	3															
	4	5	12	7	4	4	6	5	3	1	3	6	4	6	3	1		2	6	16	7	2	7	5	5	10	9	4	7	4	6		
察	5	7	7	5	10	4	9	7	4	4	3	9	8	9	9	8	7	9	6	4	7	3	2	1	7	13	3	1	2	2	5		
	6		2		2	2		2	2	4	3	3		1		1	5	4	5	3	4	5	5	5	6	1	2	6	112				
	7		1	1		2	2	4	6	2	2	2	14	2	4	1	24																
	8	27																															
職	9																																
	計																																
教	1																																
	2	1	1	1	1			1	1			1	1																				
	3																		3	1		1		1		1		1					
職	4	1	1	1				1		2												1			2		1			1			
(一)	5	1	3	2	1		2		1	4			1	1		1	1					16											
	計																																
教	1	2	2	2	2	2	2	1		2		1	1	4	2	3	1		1		2	1	1	2		1	1	5	2	5	2		
	2	14	16	14	1	5	40	8	14	18	16	29	5	2	44	30	13	33	44	15	25	32	44	29	57	38	22	29	12	9	30		
職	3		2	3		6	4	4	4	6	3	4	2	2	2					1				1									
(二)	4																																
	計																																
教	1																																
	2	7	30	20	20	35	41	12	1	11	21	32	42	24	19	24	1	10	45	26	30	49	75	62	3	10	83	52	83	24	49		
職	3		2	2	4	3	3	5	4	9	7	7	11	8	9	14	20	1	8	11	14	6	16	14	10	4	8	13	4	4	7		
(三)	4																																
	計																																

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	號給 級表			
																															1	政 職	
																															2		
																															3		
														4																	4		
	1	27																													5		
																															6		
																															7		
																															8		
																															9		
																											計						
																															1	警 察 職	
																															2		
																															3		
3	6	6	8	6	4	4	5	10	3	6	9	6	4	7	4	8	8	3	9	7	6	4	3	5	8	6	5	3	5	4			
1		2		1		2																									5		
																															6		
																															7		
																															8		
																															9		
																											計						
																															1	教 育 職 (一)	
									1																						2		
																															3		
																																	4
																																	5
																											計						
1				2	1		2						2				1	1													1		
16	64	17	47	31	27	26	28	15	25	15	14	11	18	8	22	19	20	7	16	17	10	8	27	8	17	11	21	7	14	2			
																																3	
																																4	
																											計						
																															1	教 育 職 (三)	
78	49	55	71	84	72	35	37	77	51	66	93	45	96	52	97	47	72	69	70	38	75	58	53	54	62	45	37	40	51	2			
7	4	5	4	8	1	2	1	1	4	5	2	2	11																	3			
																															4		
																											計						

給料表	給級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行政職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3																																
	4	4	4	5	4	6	2	4	1	76																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教育職(一)	1																																
	2																																
	3																																
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	17	20	2	5	12	9	6	6	13	19	10	4	4	17	8	4	17	10	2	5	10	16	1	10	21		6		10			
	3																																
	計																																
教育職(三)	1																																
	2	40	28	23	28	18	20	19	19	17	42	13	15	15	13	19	30	17	18	12	23	21	10	33	4	7	13	14	11	5	15		
	3																																
	計																																

(単位：人) (注)平均給料には、調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給 料 表	再 任 用		
																			225	184,950	1	行 政	2		
																			361	221,099	2				
																			890	303,513	3				
																			521	386,550	4				
																			634	424,497	5				
																			638	455,293	6				
																			219	478,594	7				
																			53	506,451	8				
																			18	544,389	9		職		
																			3,559	363,588	計		2		
																				145	203,501	1	警 察		
																				203	236,016	2			
																				187	277,227	3			
																				533	400,567	4			
																				257	433,716	5			
																				196	469,915	6			
																				71	486,631	7			
																				38	504,976	8			
																				7	531,000	9		職	
																			1,637	368,838	計				
																						1	教 育 職		
																				18	336,283	2			
																				22	405,577	3			
																				52	448,398	4			
																				71	573,738	5		(一)	
																			163	484,834	計				
																				124	270,928	1	教		
1		10																		2,099	401,196	2	育	6	
																				54	491,489	3	職		
																				40	532,688	4	(二)		
																			2,317	398,599	計		6		
																						1	教		
12	7	10	8	16	10	32		8		23								18	4,306	387,414	2	育	2		
																				285	462,845	3	職		
																				275	500,069	4	(三)		
																			4,866	398,199	計		2		

給料表	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
		研究職	1																																	
	2					1	1							2	1				1	1	1		1	1	1	1	1	4	1	1						
	3										1	1		2	1	2	2	1	3	3	2	1		7		4	1	3		3	1					
	4																																			
	5																										1									
	計																																			
医療職	1				2				1													2														
	2				2				4	1			7	1			3																			
	3	1			5				6				3	1		3	4	1	2	3	1		1		2	3				2						
(一)	4														1		1		1	3	1	1	1				1			1		2				
	計																																			
医療職	1																								2	1				1						
	2								3	3	4	1	2	1	1		2		4	1	2	1	3	2		3	2	2	1	1						
	3																		1	1	1	1	2	2	1	2	1		3	3	3					
	4																									4	2	2		1	1					
	5																														2	3				
(二)	6																																			
	7																																			
	計																																			
医療職	1																																			
	2								7			2	17		2		5	23	1	4	3	22	2	6	5	17	5	4	2	4						
	3											6	1	5	3	5		1	1	6	3	2	2	4	8	4	2									
	4															3			4	5	2	4	3	5	3	3	4	1	5							
	5															1	4	2	1	1	3	6		2	2	4	2	4	2	4	2					
(三)	6																																			
	7																																			
	計																																			
福祉職	1																								1							1				
	2																									1										
	3																																			
	4																																			
	5																																			
	6																																			
	計																																			

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表	
			1																											1	研究 職
			1	2	5		3	3																						2	
2	2	3	3	3	1	2	4	4	5	2	3	6	5	1	3	3	3	3	2	2		1							1	3	
			4	2	2			1	3	3	3	2	3	1	3	2	6		3	2	1		1	3	2	3	1	4	4	4	
		1	12	1	3	1				8	1	1		9				2												5	
																											計				
																														1	医療 職 (一)
																														2	
2		1	2		2		2	1	2	3	1	1			1				1		1		1						3		
	3			1	1		1	1	1			1	1									1		1	1		1	3	4		
																											計				
																														1	医療 職 (二)
5																													2		
4	1	1	3		1			1	1																				3		
	1	3	2		1		1	3	2	1	1	1	1																4		
	1	1	2	1	3		1	1	1	1		1	3		1	1	2		2	1	1	1	1	3		1	3	1	5		
				2		1	1	1		1		3	1	1	2	1			3	3	1	2	3	1	1	2		1	3	6	
					1		2		1				1				1				1	2							7		
																											計				
																														1	医療 職 (三)
13	3	6	3	6	5		1			1																			2		
																														3	
3	1																												4		
2	5	4	3	6	4	5	3	1	3	4	7	5	4	5	9	4	5	5	12	9	7	6	5	3	5	6	5	4	4	5	
					1	2	1	6	7	2		1		2	4	2	1	3	3	1	4	2	8	6	2	5	4	7	2	6	
																		1				7				5			7		
																											計				
					1						1																		1	福 社 職	
							1																						2		
								1																					3		
											1									1									4		
																													5		
																													6		
																											計				

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		研究職	1																													
	2																															
	3																															
	4	2	1		2	3	1	1	1	2	1	1	2		2	2		1	2	4	1	6	3	3	1	6	2	5	5	21		
	5																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
(一)	4	2		1		1			1							2				1						3						
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5	2	3											1																		
(二)	6	3	5		1	3	3	2		2	3	1	2	3	4	1	5	34														
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5		6	1	3		4	1			1																					
(三)	6	2	4	3	2	4	7	4	3	2	5	6	3	4	1	3	5	22														
	7																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4													1				1						1	1						2	
	5				1		1	1		3		1	2	3		1		2														
	6																															
	計																															

(単位:人) (注)平均給料には、調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号級 級	給 料 表	再 任 用
																				1	192,200	1		1
																				33	248,488	2	研	
																				102	366,047	3	究	
																				140	471,574	4	職	
																				40	528,775	5		
																				316	420,571	計		1
																				5	269,540	1	医	
																				18	361,883	2	療	
																				59	466,912	3	職	
																				40	583,115	4	(一)	
																				122	481,426	計		
																				4	182,450	1		1
																				44	208,768	2		
																				32	267,259	3	医	
																				27	313,170	4	療	
																				45	392,104	5	職	
																				106	455,947	6	(二)	
																				9	486,844	7		
																				267	364,345	計		1
																						1		
																				169	223,385	2		
																				53	268,323	3	医	
																				46	306,522	4	療	
																				200	384,139	5	職	
																				156	473,004	6	(三)	
																				13	511,631	7		
																				637	350,614	計		
																				2	212,200	1		1
																				3	294,167	2	福	
																				1	368,400	3		
1																				9	454,133	4	社	
																				15	493,253	5		
																						6	職	
																				30	438,710	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.7	5.9	13.1	20.4	27.5	33.8	35.2	35.1	34.2	22.4
	女		3.3	6.8	14.6	23.9	29.8	36.5	36.6	39.0		18.9
	計		3.0	6.3	13.7	21.3	28.0	34.4	35.3	35.5	34.2	21.4
警察職	男		1.8	5.5	11.0	26.5	26.7	33.7	35.4	36.1	37.6	22.1
	女		1.1	4.7	8.4	11.0						5.1
	計		1.7	5.4	10.8	26.5	26.7	33.7	35.4	36.1	37.6	21.4
教育職(一)	男			11.3	13.9	20.2	32.3					24.9
	女			13.8	25.3	21.2	34.9					24.4
	計			12.4	19.6	20.5	32.7					24.8
教育職(二)	男		7.8	19.3	31.4	34.8						19.6
	女		12.3	18.2	30.4	34.0						18.1
	計		10.7	18.8	31.1	34.7						19.0
教育職(三)	男			16.8	28.7	33.9						19.7
	女			19.6	30.5	34.0						20.2
	計			18.5	29.2	33.9						20.0
研究職	男		6.0	5.2	14.2	28.5	34.3					23.5
	女			5.2	13.2	30.3	37.0					13.7
	計		6.0	5.2	14.0	28.6	34.4					22.1
医療職(一)	男		4.0	7.6	16.1	29.0						19.8
	女		4.0	7.7	15.1	25.5						11.9
	計		4.0	7.7	16.0	28.9						18.5
医療職(二)	男		3.0	4.3	9.6	13.9	19.7	30.1	34.0			24.4
	女		1.3	4.2	10.8	13.8	21.5	31.7				16.3
	計		1.8	4.3	10.5	13.8	20.8	30.6	34.0			20.2
医療職(三)	男			3.9	9.0		20.6	38.6	42.3			18.6
	女			3.2	9.1	12.7	21.2	32.2	37.3			17.9
	計			3.3	9.1	12.7	21.2	32.6	38.5			18.0
福祉職	男		2.0			23.7	33.0					24.6
	女		0.0	10.7	17.0	29.3	36.4					28.8
	計		1.0	10.7	17.0	27.4	35.7					27.8

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	70	213	278	363	341	359	404	514	2,543
	女	3	63	154	165	188	96	136	103	108	1,016
	計	4	133	367	443	551	437	495	507	622	3,559
警察職	男	6	99	191	172	122	183	251	306	248	1,578
	女		17	25	16	1					59
	計	6	116	216	188	123	183	251	306	248	1,637
教育職(一)	男			1	7	17	20	24	14	37	120
	女			1	4	4	5	8	7	14	43
	計			2	11	21	25	32	21	51	163
教育職(二)	男		27	117	155	205	294	244	169	144	1,355
	女		23	89	198	171	159	142	119	61	962
	計		50	206	353	376	453	386	288	205	2,317
教育職(三)	男		28	174	233	324	475	446	240	203	2,123
	女		47	239	327	369	508	597	442	214	2,743
	計		75	413	560	693	983	1,043	682	417	4,866
研究職	男		4	13	25	40	28	46	38	77	271
	女		2	7	15	10	4	3	1	3	45
	計		6	20	40	50	32	49	39	80	316
医療職(一)	男			5	14	24	15	16	13	15	102
	女			5	7	2	1	3	1	1	20
	計			10	21	26	16	19	14	16	122
医療職(二)	男		2	8	9	12	10	22	31	33	127
	女		16	24	26	18	13	16	14	13	140
	計		18	32	35	30	23	38	45	46	267
医療職(三)	男		7	7	3	2	3	2	2	9	35
	女		75	97	73	59	98	73	85	42	602
	計		82	104	76	61	101	75	87	51	637
福祉職	男			1			1	1	1	3	7
	女			1	3	1		1	6	11	23
	計			2	3	1	1	2	7	14	30
合計	男	7	237	730	896	1,109	1,370	1,411	1,218	1,283	8,261
	女	3	243	642	834	823	884	979	778	467	5,653
	計	10	480	1,372	1,730	1,932	2,254	2,390	1,996	1,750	13,914

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
		1 人
2 人	2,259	675
3 人	1,615	899
4 人	563	412
5 人	116	82
6 人以上	17	13
計	6,402	2,801

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.6	1.2	1.0	0.8	1.3	1.9	0.8	0.2	0.3	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,975	623	78	5	2,449	2,532	242	3,397
各種委員会	382	81	8		231	239	24	344
県立学校	2,454	46	10	2	2,112	2,124	7	2,177
小・中学校	5,157	16	6		4,426	4,432	6	4,454
警察本部	1,946	129	19	4	1,253	1,276	35	1,440
計	13,914	895	121	11	10,471	10,603	314	11,812

(2) 交通用具使用者(併用者を除く。)の通勤距離別分布

(単位:人)

区分(km)	部局		知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
	交通用具							
2以上 3未満	自転車		34	6	5	1	10	56
	原動機付自転車		1				2	3
3 ~ 4	自動車		111	12	117	411	176	827
	自転車		29	2	2	1	8	42
3 ~ 4	原動機付自転車		2		1			3
	自動車		167	17	155	466	113	918
4 ~ 5	自転車		9		3	2		14
	原動機付自転車						1	1
4 ~ 5	自動車		127	17	144	435	86	809
	自転車		2				1	3
5 ~ 6	原動機付自転車							
	自動車		114	14	141	415	65	749
6 ~ 8	自転車		1			1		2
	原動機付自転車		2				1	3
6 ~ 8	自動車		219	18	234	661	128	1,260
	自転車							
8 ~ 10	原動機付自転車							
	自動車		196	19	171	514	102	1,002
10 ~ 12	自転車		1			1		2
	原動機付自転車							
10 ~ 12	自動車		195	20	167	392	98	872
	自転車							
12 ~ 14	原動機付自転車							
	自動車		139	14	166	285	93	697
14 ~ 16	自転車							
	原動機付自転車							
14 ~ 16	自動車		142	20	122	200	72	556
	自転車		2					2
16 ~ 18	原動機付自転車							
	自動車		127	12	130	176	57	502
18 ~ 20	自転車							
	原動機付自転車							
18 ~ 20	自動車		121	13	103	110	63	410
	自転車							
20 ~ 22	原動機付自転車				1			1
	自動車		120	9	101	105	51	386
22 ~ 24	自転車							
	原動機付自転車							
22 ~ 24	自動車		76	5	77	64	31	253
	自転車							
24 ~ 26	原動機付自転車							
	自動車		88	9	54	53	20	224
26 ~ 28	自転車							
	原動機付自転車							
26 ~ 28	自動車		60	5	42	50	19	176
	自転車							
28 ~ 30	原動機付自転車							
	自動車		42	4	29	26	17	118

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30 ~ 32						
30 ~ 32	78	7	41	18	21	165
32 ~ 34						
32 ~ 34	48	8	25	12	10	103
34 ~ 36						
34 ~ 36	48	2	23	13	7	93
36 ~ 38						
36 ~ 38	34		9	5	8	56
38 ~ 40						
38 ~ 40	19		12	5	3	39
40 ~ 42						
40 ~ 42	31	2	7	3	6	49
42 ~ 44						
42 ~ 44	22	2	6	2	3	35
44 ~ 46						
44 ~ 46	22	1	11		2	36
46 ~ 48						
46 ~ 48	11	1	8	2	1	23
48 ~ 50						
48 ~ 50	13		3	1		17
50 ~ 52						
50 ~ 52	10		5			15
52 ~ 54						
52 ~ 54	15		2	1		18
54 ~ 56						
54 ~ 56	11		1			12
56 ~ 58						
56 ~ 58	5		2			7
58 ~ 60						
58 ~ 60	3					3
60 ~						
60 ~	35		4	1	1	41
計	78	8	10	6	19	121
計	5		2		4	11
計	2,449	231	2,112	4,426	1,253	10,471

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当月額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当月額
		借 家 ・ 借 間				自 宅	
		手当月額 11,000円 以下の受給者	手当月額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当月額 27,000円の 受給者	小 計		
行政職	1,347		88	170	258	1,089	25,773
警察職	559	2	43	39	84	475	23,357
教育職(一)	32			7	7	25	27,000
教育職(二)	814	1	76	167	244	570	25,749
教育職(三)	1,471		178	285	463	1,008	25,599
研究職	145		13	22	35	110	25,317
医療職(一)	50		6	9	15	35	25,987
医療職(二)	87		8	10	18	69	25,694
医療職(三)	123		43	48	91	32	25,552
福祉職	6			1	1	5	27,000
計	4,634	3	455	758	1,216	3,418	25,515

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成18年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成18年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された400事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から99事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係314人（うち行政職に相当する調査実人員287人）、初任給関係以外の調査職種3,014人（うち行政職に相当する調査実人員2,619人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,708人であり、行政職に相当するものは15,393人である。）

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 1 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	94	27	50	17
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	5	2	2	1
製造業	57	16	28	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	5	7	2
卸売・小売業	11	2	8	1
金融・保険業、不動産業	1	1	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	6	1	5	0

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が5事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 1 2 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	187,883	188,879	184,692	-
	短 大 卒	163,488	163,700	163,193	-
	高 校 卒	156,116	153,389	150,307	172,333
新 卒 技 術 者	大 学 卒	196,903	199,693	194,238	199,300
	短 大 卒	170,885	-	162,186	175,225
	高 校 卒	152,747	155,935	153,233	150,000
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	192,197	189,819	190,888	199,300
	短 大 卒	168,760	163,700	162,524	175,225
	高 校 卒	155,076	153,564	152,296	163,400

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	8	49.8	572,522	0	572,522	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	48.8	623,650	0	623,650	
短大卒	1	47.0	542,850	0	542,850	
高校卒	3	52.2	513,670	0	513,670	
工場長	11	51.9	627,466	0	627,466	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	54.2	780,658	0	780,658	
短大卒	2	53.2	421,586	0	421,586	
高校卒	3	46.5	456,807	0	456,807	
事務部長	48	52.8	550,820	295	550,525	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	29	50.9	584,762	9	584,753	
短大卒	2	52.2	555,481	0	555,481	
高校卒	17	55.6	500,189	744	499,445	
技術部長	46	49.3	540,291	711	539,580	同上
大学卒	38	48.7	555,960	885	555,075	
短大卒	3	50.6	441,050	0	441,050	
高校卒	5	52.3	533,846	207	533,639	
事務部次長	26	50.0	516,882	0	516,882	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる 部の次長および部次長級専門職
大学卒	19	48.6	539,338	0	539,338	
高校卒	7	53.5	460,393	0	460,393	
技術部次長	10	50.2	541,992	0	541,992	同上
大学卒	7	46.4	466,351	0	466,351	
短大卒	1	54.0	726,940	0	726,940	
高校卒	2	54.0	595,724	0	595,724	
事務課長	93	47.4	471,811	9,085	462,726	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	51	48.2	473,946	5,933	468,013	
短大卒	12	45.9	493,655	30,375	463,280	
高校卒	30	46.7	458,890	5,727	453,163	
技術課長	136	47.0	525,591	2,464	523,127	同上
大学卒	88	45.0	510,652	1,461	509,191	
短大卒	23	48.2	557,580	197	557,383	
高校卒	24	49.9	551,121	7,669	543,452	
中学卒	1	56.0	370,700	0	370,700	
事務課長代理	37	44.5	419,514	6,307	413,207	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる 課長代理および課長代理級専門職
大学卒	22	44.3	434,649	3,835	430,814	
短大卒	4	47.3	428,693	0	428,693	
高校卒	10	43.6	387,988	13,490	374,498	
中学卒	1	54.0	403,200	0	403,200	
技術課長代理	27	43.7	481,573	47,734	433,839	同上
大学卒	13	42.7	485,351	18,969	466,382	
短大卒	6	42.6	467,752	106,318	361,434	
高校卒	8	46.5	491,374	26,728	464,646	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	153	45.3	440,526	53,431	387,095	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	72	43.1	410,336	34,301	376,035	
	短大卒	13	45.8	475,883	91,029	384,854	
	高校卒	64	46.3	464,779	64,375	400,404	
	中学卒	4	56.2	408,124	64,768	343,356	
	技術係長	243	43.6	542,170	116,828	425,342	同上
	大学卒	121	40.6	508,017	101,648	406,369	
	短大卒	32	42.0	525,670	144,295	381,375	
	高校卒	89	47.2	589,123	126,376	462,747	
	中学卒	1	56.0	450,950	0	450,950	
	事務主任	85	41.0	392,038	71,436	320,602	
	大学卒	36	38.1	402,705	77,930	324,775	
	短大卒	8	36.9	373,480	74,628	298,852	
	高校卒	41	43.5	387,197	66,603	320,594	
	技術主任	125	41.7	509,054	114,723	394,331	
	大学卒	57	39.6	480,579	106,435	374,144	
	短大卒	18	41.5	543,315	166,596	376,719	
	高校卒	48	44.2	526,967	91,988	434,979	
	中学卒	2	55.0	439,841	82,674	357,167	
	事務係員	771	35.9	268,410	22,074	246,336	
大学卒	228	33.3	271,157	22,982	248,175		
短大卒	143	34.1	255,487	16,886	238,601		
高校卒	389	37.5	269,809	23,203	246,606		
中学卒	11	48.6	347,817	36,421	311,396		
技術係員	800	34.0	338,556	59,466	279,090		
大学卒	344	30.6	319,177	59,153	260,024		
短大卒	132	32.9	322,673	61,815	260,858		
高校卒	319	37.3	361,712	58,295	303,417		
中学卒	5	46.4	452,216	89,927	362,289		

(2) 規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	5	51.3	606,459	0	606,459	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	51.8	646,265	0	646,265	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	50.5	542,669	0	542,669	
工場長	7	53.9	740,392	0	740,392	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	5	55.1	823,158	0	823,158	
短大卒	1	51.0	471,800	0	471,800	
高校卒	1	50.0	544,240	0	544,240	
事務部長	14	53.7	568,268	13	568,255	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	8	51.1	607,552	26	607,526	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	6	56.4	525,941	0	525,941	
技術部長	14	48.6	630,325	136	630,189	同上
大学卒	14	48.6	630,325	136	630,189	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	6	54.1	500,639	0	500,639	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職
大学卒	4	52.8	497,525	0	497,525	
高校卒	2	56.0	504,876	0	504,876	
技術部次長	3	45.0	477,406	0	477,406	
大学卒	2	42.5	475,460	0	475,460	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	1	50.0	481,300	0	481,300	
事務課長	27	48.1	492,908	13,828	479,080	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	15	47.9	481,253	14,404	466,849	
短大卒	2	45.9	561,059	0	561,059	
高校卒	10	48.8	497,634	15,351	482,283	
技術課長	86	46.6	578,490	1,135	577,355	同上
大学卒	52	44.4	543,802	1,543	542,259	
短大卒	17	49.4	634,566	0	634,566	
高校卒	17	50.2	622,609	1,101	621,508	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長代理	12	45.9	412,792	2,903	409,889	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められ る課長代理および課長代理級専門職
大学卒	9	45.3	408,748	3,917	404,831	
短大卒	1	44.0	384,900	0	384,900	
高校卒	2	49.5	444,100	0	444,100	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	8	46.0	565,364	23,040	542,324	同上
大学卒	5	42.5	535,999	1,029	534,970	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	51.7	613,051	58,785	554,266	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	48	46.1	511,157	88,422	422,735	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	12	44.5	500,572	70,771	429,801	
	短大卒	2	41.0	327,709	51,306	276,403	
	高校卒	32	46.5	519,879	93,720	426,159	
	中学卒	2	52.7	533,732	118,203	415,529	
	技術係長	187	43.8	567,706	123,788	443,918	同上
	大学卒	96	41.0	518,895	103,553	415,342	
	短大卒	16	40.6	583,268	160,620	422,648	
	高校卒	75	47.6	619,140	137,833	481,307	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	37	43.0	468,310	106,881	361,429	
	大学卒	11	38.2	486,531	126,755	359,776	
	短大卒	3	38.9	507,758	117,327	390,431	
	高校卒	23	45.7	455,663	96,737	358,926	
	技術主任	88	43.0	539,082	124,234	414,848	
	大学卒	31	41.5	522,258	125,469	396,789	
	短大卒	15	41.3	533,745	148,772	384,973	
	高校卒	40	45.3	565,396	108,407	456,989	
	中学卒	2	55.0	439,841	82,674	357,167	
	事務係員	203	38.3	318,271	38,736	279,535	
大学卒	40	33.8	282,977	32,785	250,192		
短大卒	29	35.6	257,093	19,291	237,802		
高校卒	128	40.0	341,535	44,363	297,172		
中学卒	6	52.0	432,220	71,470	360,750		
技術係員	405	35.7	368,221	58,584	309,637		
大学卒	121	31.9	335,730	48,967	286,763		
短大卒	64	34.0	341,607	53,623	287,984		
高校卒	215	37.8	389,678	63,943	325,735		
中学卒	5	46.4	452,216	89,927	362,289		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満 (企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	47.7	524,480	0	524,480	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	1	41.0	564,200	0	564,200	
短大卒	1	47.0	542,850	0	542,850	
高校卒	1	55.0	466,100	0	466,100	
工場長	4	48.8	451,825	0	451,825	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	1	50.0	584,920	0	584,920	
短大卒	1	55.0	380,400	0	380,400	
高校卒	2	45.1	421,231	0	421,231	
事務部長	34	52.3	540,429	462	539,967	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	21	50.8	573,232	0	573,232	
短大卒	2	52.2	555,481	0	555,481	
高校卒	11	54.9	478,134	1,380	476,754	
技術部長	31	49.5	507,212	1,149	506,063	同上
大学卒	24	48.8	499,751	1,451	498,300	
短大卒	2	49.5	524,290	0	524,290	
高校卒	5	52.3	533,846	207	533,639	
事務部次長	20	47.7	526,051	0	526,051	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職
大学卒	15	46.9	556,467	0	556,467	
高校卒	5	50.7	408,714	0	408,714	
技術部次長	6	49.3	517,082	0	517,082	同上
大学卒	5	48.1	462,528	0	462,528	
短大卒	1	54.0	726,940	0	726,940	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	63	47.3	467,578	8,430	459,148	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	34	48.0	484,341	2,999	481,342	
短大卒	10	45.9	481,799	35,718	446,081	
高校卒	19	46.8	424,260	0	424,260	
技術課長	42	46.3	444,556	1,693	442,863	同上
大学卒	35	46.4	453,158	1,488	451,670	
短大卒	3	39.3	401,468	2,689	398,779	
高校卒	4	51.0	395,736	2,880	392,856	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長代理	24	43.6	432,465	10,502	421,963	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認めら れる課長代理および課長代理級専門職
大学卒	13	43.1	464,790	3,740	461,050	
短大卒	3	49.4	455,578	0	455,578	
高校卒	7	40.9	361,349	29,904	331,445	
中学卒	1	54.0	403,200	0	403,200	
技術課長代理	18	40.6	423,695	23,663	400,032	同上
大学卒	8	42.8	442,486	34,151	408,335	
短大卒	5	35.6	427,404	30,542	396,862	
高校卒	5	42.2	389,920	0	389,920	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	104	44.9	393,110	30,640	362,470	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	60	42.7	385,838	24,400	361,438	
	短大卒	11	46.8	504,664	98,745	405,919	
	高校卒	31	47.0	380,493	21,288	359,205	
	中学卒	2	58.6	322,403	28,302	294,101	
	技術係長	49	40.1	447,112	101,136	345,976	同上
	大学卒	25	37.7	427,052	87,477	339,575	
	短大卒	12	40.5	530,782	157,277	373,505	
	高校卒	12	44.2	402,098	71,298	330,800	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	44	37.1	310,589	39,565	271,024	
	大学卒	24	35.2	337,354	48,372	288,982	
	短大卒	5	35.3	269,493	41,562	227,931	
	高校卒	15	40.0	285,918	27,607	258,311	
	技術主任	33	37.4	392,450	64,210	328,240	
	大学卒	25	36.3	407,861	74,241	333,620	
	短大卒	1	33.0	551,829	177,229	374,600	
	高校卒	7	41.5	324,389	18,918	305,471	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	509	34.4	262,701	20,282	242,419	
大学卒	183	32.6	274,295	22,180	252,115		
短大卒	104	33.7	263,573	19,195	244,378		
高校卒	218	36.0	252,710	19,719	232,991		
中学卒	4	52.6	296,146	0	296,146		
技術係員	332	31.6	301,045	55,437	245,608		
大学卒	207	29.6	302,382	59,445	242,937		
短大卒	41	35.1	299,238	46,099	253,139		
高校卒	84	36.1	297,694	47,338	250,356		
中学卒	-	-	-	-	-		

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	-	-	-	-	-	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	1	51.0	411,000	0	411,000	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	1	51.0	411,000	0	411,000		
高校卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	-	-	-	-	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職	
	大学卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	技術部次長	1	55.0	622,590	0	622,590	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	55.0	622,590	0	622,590	
	事務課長	3	46.3	438,176	0	438,176	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	大学卒	2	49.5	415,170	0	415,170	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	40.0	484,190	0	484,190	
	技術課長	8	48.9	454,416	7,552	446,864	同上
	大学卒	1	44.0	473,555	0	473,555	
	短大卒	3	48.0	457,691	0	457,691	
	高校卒	3	49.0	472,667	20,137	452,530	
	中学卒	1	56.0	370,700	0	370,700	
	事務課長代理	1	43.0	382,500	0	382,500	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められ る課長代理および課長代理級専門職
	大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	43.0	382,500	0	382,500		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	1	49.0	504,168	174,708	329,460	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	1	49.0	504,168	174,708	329,460		
高校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	1	39.0	369,000	0	369,000	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	39.0	369,000	0	369,000	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	7	46.6	383,571	56,958	326,613	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	4	46.0	396,836	99,351	297,485	
	高校卒	2	43.0	323,350	650	322,700	
	中学卒	1	56.0	450,950	0	450,950	
	事務主任	4	46.3	396,166	56,061	340,105	
	大学卒	1	55.0	494,919	81,389	413,530	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	43.3	363,249	47,620	315,629	
	技術主任	4	37.5	447,869	120,721	327,148	
	大学卒	1	29.0	259,980	0	259,980	
	短大卒	2	43.0	583,248	241,441	341,807	
	高校卒	1	35.0	365,000	0	365,000	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	59	36.8	223,733	6,865	216,868	
大学卒	5	38.8	205,452	795	204,657		
短大卒	10	33.7	226,519	6,527	219,992		
高校卒	43	37.3	225,151	7,809	217,342		
中学卒	1	38.0	226,310	0	226,310		
技術係員	63	32.1	301,996	70,530	231,466		
大学卒	16	30.7	343,655	95,114	248,541		
短大卒	27	30.2	306,424	81,277	225,147		
高校卒	20	36.0	261,340	35,396	225,944		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	自家用乗用自動車運転手	3	55.3	371,681	26,568	345,113	
	守衛	8	54.5	354,471	44,325	310,146	
	用務員	2	57.0	225,392	0	225,392	
研究関係 職種	研究部(課)長	1	49.0	494,700	0	494,700	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	4	38.5	352,475	0	352,475	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	5	31.2	268,214	2,354	265,860	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	10	25.9	229,004	604	228,400	
医療関係 職種	病院長	3	51.0	1,460,671	66,667	1,394,004	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	3	49.3	1,459,269	60,000	1,399,269	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	9	45.8	1,301,828	175,192	1,126,636	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	23	36.7	1,002,445	209,535	792,910	
	薬局長	4	44.3	464,488	63,418	401,070	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	17	38.6	366,554	21,105	345,449	
	診療放射線技師	26	38.1	390,444	37,155	353,289	
	臨床検査技師	20	35.1	310,378	25,965	284,413	
	栄養士	15	37.4	270,518	14,502	256,016	
	理学療法士	13	31.2	302,589	12,313	290,276	
	作業療法士	10	31.0	309,013	17,278	291,735	
	総看護師長	3	54.7	524,433	26,722	497,711	部下に看護師長5人以上
	看護師長	22	44.3	443,768	84,812	358,956	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	93	34.2	341,850	67,749	274,101	
准看護師	30	43.2	329,882	68,374	261,508		
教育関係 職種	大学 学長・副学長・学部長	3	63.3	680,800	0	680,800	
	大学 教授	14	55.6	574,148	0	574,148	
	大学 助教授	15	47.1	476,931	0	476,931	
	大学 講師	11	35.5	333,480	0	333,480	
	大学 助手	1	40.0	415,688	0	415,688	
	高等学校 校長	1	47.0	710,701	0	710,701	
	高等学校 教頭	3	56.0	637,868	0	637,868	
高等学校 教諭	23	41.7	456,701	0	456,701		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	-	-
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第14表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	29.2 %	(23.0) %	(71.7) %	(5.3) %	70.8 %
高校卒	27.7	(13.3)	(83.4)	(3.3)	72.3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満
-----------------------------------	---------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における賞与の配分状況

	課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	49.4 %	50.6 %	58.5 %	41.5 %

第17表 民間における役付手当の支給状況 (平成17年職種別民間給与実態調査)

制度あり	制度なし		
	定額制	定率制	その他
81.4 %	(97.8) %	(1.3) %	(0.9) %

3 生計費関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成18年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成18年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成17年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出額金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成18年4月）

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,970 円	35,820 円	47,380 円	58,930 円	70,490 円
住居関係費	27,650	45,190	44,030	42,880	41,720
被服・履物費	4,420	6,110	7,920	9,730	11,540
雑費	23,000	39,770	54,970	70,170	85,370
雑費	14,750	41,850	43,980	46,120	48,260
合計	95,790	168,740	198,280	227,830	257,380

その2 全国

【平成18年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,190 円	34,750 円	45,950 円	57,160 円	68,370 円
住居関係費	26,810	43,820	42,700	41,580	40,460
被服・履物費	4,980	6,890	8,930	10,970	13,010
雑費	28,660	49,570	68,510	87,450	106,390
雑費	12,260	34,790	36,570	38,350	40,120
合計	97,900	169,820	202,660	235,510	268,350

第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.467	0.618	0.768	0.919
住居関係費	0.836	0.815	0.793	0.772
被服・履物費	0.441	0.572	0.702	0.833
雑費	0.364	0.503	0.642	0.781
雑費	0.412	0.433	0.454	0.475

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)